平成２５年（フ）第１３６５号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟503号
債務者　大塚　一郎
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　重也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８４号
岐阜県各務原市緑苑東２丁目２番地１　緑苑東30棟103
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
佐賀県佐賀市赤松町12番27号　３号室
債務者　上田　満秀
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲木美知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５７号
三重県松阪市伊勢寺町1837番地３
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第５９号
三重県多気郡明和町大字竹川493番地６、前住所三重県多気郡明和町大字上野1225番地１
債務者　若江　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３７４号
福岡市南区野間１丁目11番25―701号
債務者　城戸　祐子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３４２号
福岡市博多区博多駅東３丁目９番９―1001号
債務者　松井　圭治
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１１号
福岡県糟屋郡宇美町若草２丁目８番13号
債務者　井口こと　廣田　文子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９６号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵701番地
債務者　大塚　秀夫
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９８号
福岡市中央区福浜１丁目１番11―206号
債務者　高見　茂子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１７号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目18番25―306号
債務者　戸川　　崇
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０２５号
福岡県糟屋郡志免町別府２丁目６番12号パティオ102号
債務者　藤　　結子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８９号
福岡市早良区賀茂４丁目６番17号
債務者　吉戒真由美（旧姓甲木・櫻井）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９３号
福岡市西区壱岐団地17番207号
債務者　野口　涼子（旧姓大向）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２４号
福岡市城南区別府６丁目13番27―504号
債務者　田上　里美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１４８号
福岡市南区柏原４丁目22番７号
債務者　嶋田美智子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５６号
福岡市博多区住吉２丁目４番７―418号
債務者　森本　祐史
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部